

長野県と松本大学との包括的連携に関する協定書

長野県と松本大学（以下「両機関」という。）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- （2）両機関が共同で実施する事業に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、必要に応じて随時、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結日の令和元年（2019年）5月20日から発効し、令和4年（2022年）5月19日までの3年間を有効期間とする。ただし、両機関のいずれからの特段の申出がなされない場合は、更に3年間更新するものとし、その後も同様とし自動的に更新されるものとする。

（細 則）

第6条 本協定に定める事項について又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議をして定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年（2019年）5月20日

長野県知事

松本大学学長
